

遺 跡 と 博 物 館

岡 田 茂 弘

1 加曽利貝塚博物館をめぐる

千葉市立加曽利貝塚博物館が開館20周年を迎えたことは、わが国の遺跡保護の歩みの中においても、また同時に歴史系博物館の歴史の中においても、きわめて意義あることと考えられる。それは、本博物館が単に歴史——考古学の専門博物館というだけではなく、加曽利貝塚という一つの大遺跡を対象として、遺跡の現地に建設された専門博物館という特徴ある性格をもっているからである。

わが国でも遺跡のある土地あるいはその近接地を利用して歴史系博物館を建設することは、千葉県佐倉市の佐倉城跡にある国立歴史民俗博物館や、同じく千葉県栄町の竜角寺古墳群の一角にある千葉県立房総風土記の丘資料館をはじめとして、決して少なくない。しかしながら、これらの博物館の多くは建設の場所を遺跡のある土地に求めただけであり、その場所にある遺跡の解明と保護公開とを目的としたものではない。そのため、これらの博物館が実施している事業の多くは、土地にある遺跡と何等関係のない場合が多いのが実情である。そのなかにあって、加曽利貝塚博物館は、20年間一貫して加曽利貝塚の保護と公開に努力し、加曽利貝塚の遺跡・遺物を通して縄文時代の人々の生活や文化を明らかにし、その資料・知識を普及することにつとめてきたわけであり、そのユニークな活動の歩みは高く評価できるものである。

しかしながら、本博物館創設の歴史をふり返ってみると、それは必ずしも遺跡博物館を建設するという周到な基本構想にもとづいて誕生したのではなく、土地開発の暴風から加曽利貝塚を守った結果の活用施策として誕生したことに気付くのである。

加曾利貝塚が縄文時代の大規模な遺跡であることは、すでに明治時代から知られていたが、大正11年（1922）に大山史前学研究所によって地形測量が行われて、南北2つの環状貝塚が連結した「8字型」あるいは「メガネ状」を呈する特異なプランをもつことが明らかとなった。ついで大正13年（1924）に東京帝国大学理学部人類学教室が行った発掘調査¹¹によって、B地点とE地点から出土する土器に相異のあることが知られて、のちに「加曾利B式」と「加曾利E式」という関東地方の縄文土器型式認定のもととなるとともに、両型式の土器の層位的な上下関係から縄文土器編年の糸口がつかまえられた。やがて、加曾利E式は縄文時代中期後半に、加曾利B式は後期中葉に位置づけられた¹²。この結果、加曾利貝塚は縄文土器編年上のタイプ・サイトとしての価値をもつにいたった。さらに、昭和12年（1937）には大山史前学研究所によって本格的な調査報告書がまとめられて¹³、加曾利貝塚の現状と内容の一端が公開されたことは、わが国の考古学史上の一ページをなすものである。

加曾利貝塚は、東京近郊にあるとはいえ、千葉市の中心市街地から離れた台地上の山林・畑地に存在していたこともあり、著名な貝塚ではあっても太平洋戦争前には史跡指定などの保護処置が講じられることもなく、現状のまま保存されてきた。しかるに、終戦後の昭和30年代に入ると、千葉市周辺は、いわゆる「京葉工業地帯」に取り込まれて重工業地帯の後背地化するとともに、膨張する首都東京のベッドタウン化が進行して、各地で工業団地や住宅団地、それをつなぐ道路などの建設が行われるようになった。加曾利貝塚付近もその例外ではなく、昭和35年（1960）8月に郵政互助会という機関が住宅地造成の目的で全域の買収を行った。これに対して、千葉市教育委員会が北貝塚の2地点に対して発掘調査を行って遺構・遺物の遺存状況を調べたところ、竪穴住居跡や埋葬人骨群など貴重な資料が多量に埋蔵されていることが明らかとなり、改めて加曾利貝塚の重要性が再認識された。その間に土地の転売が行われて、つぎに購入した松島炭鉱株式会社の子会社である東洋プレハブ工業株式会社が昭和38年（1963）1月に加曾利貝塚の南側で工場敷地を造成した結果、南貝塚の南端部が破壊されるに至った。加曾



図1 加曾利貝塚と博物館

利貝塚破壊の危機に対して、全国的な規模で保存運動が盛り上がり、さまざまな運動団体から国・千葉県・千葉市に対して、(1)加曾利貝塚全域の即時史跡指定、(2)全域の公有化、(3)貝塚の公園化と野外博物館的施設の建設の3項目からなる要望が出された。さきに緊急調査を行って加曾利貝塚の価値を認識した千葉市は、世論の動向に対処して昭和38年度に市単独事業として北貝塚を含む北半部を買収して保存を図った。しかし、南貝塚を含む南半部をも千葉市が買収することは経費的に困難であり、国もまた難色を示したため、千葉市は止むなく南貝塚を発掘調査による記録保存処置をとる計画を立てて、調査の実施を日本考古学協会に依頼した。同協会はこれを受けて加曾利貝塚調査特別委員会を組織し、昭和39年度から発掘調査を開始した⁴⁰⁾。しかしながら、同特別委員会のメンバーからも現状保存への希望が出されるとともに、全面保存への世論は高まる一方であったため、昭和40年度に調査は中止され、国・県・市の文化財保護行政機関と土地所有会社との折衝が行われた結果、南貝塚も年次計画にもとづいた公有化事業が実施された。北貝塚地域は昭和46年(1971)3月22日に、南貝塚は昭和52年(1977)9月28日に国指定史跡として告示されたことは⁴¹⁾、なお記憶に新しいところである。千葉市立加曾利貝塚博物館は、実に土地開発の嵐に抗して遺跡を保存し活用しようという全国的な世論と、それを受けた文化財保護行政担当者の努力の結果として誕生したと云う輝かしい母胎をもっているのである。

2. 日本における遺跡保護の歩み

遺跡を保護することは、江戸時代でも徳川光圀が行った那須侍塚古墳群の調査と保存⁴²⁾や仙台藩が行った多賀城碑への覆屋建設などが知られているが、いずれも藩主等の支配階級の有識者による個人的な活動であって、さほど見るべきものはない。

明治時代になると、明治政府は明治7年(1875)太政官達第59号「古墳発見ノ節届出方」を布告し、古墳の乱掘を禁じ、所在を申し出るべきことを定め、ついで明治13年(1880)に宮内省達「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」を通達し

て、古墳の発掘を禁止した。このことは今日から見れば古墳の保護に役立ったと云えるが、当時の目的は、皇室の陵墓治定事業に伴って、治定される可能性ある古墳が乱掘されることを防ぐことにあった。このため、これらの政府の通達は、研究者の古墳調査に対しても強い抑制として働いた。

明治10年(1877)9月に東京の大森貝塚を発掘調査したE・S・モースは、日本考古学の先駆者として知られているが、彼は2年後に出版したその報告書において日本政府に対して貝塚等を含めての文化財保護を訴えている。日本考古学の先駆者が考古学研究ばかりでなく遺跡保護への提言を行っていることは、遺跡保護の歴史にとっても重要である⁷⁾。しかし、モースの提言は日本政府を動かすものとはならなかった。

明治時代に日本石器時代人=コルボックル説を主張した坪井正五郎は、人類学・考古学の創設者として、モースに継ぐ著名な研究者であるが、彼は明治26年(1893)に東京の芝丸山古墳を調査した後、古墳群の保護と公開、公園化を推進した⁸⁾。遺跡の公園化による整備は昭和40年代以降、文化庁の指導で実施されているが、そのさきがけが明治時代に代表的な研究者の指導で行われたことは注目に値しよう。しかし、坪井が行った公園化は定着するものとはならず、その後の土地開発によって丸山古墳群は前方後円墳1基をのぞいて現在では完全に消滅してしまった。

明治37・38年(1904・05)の日露戦争から第一次大戦にかかる時期が日本の産業革命期であると云われるが、この時期はまた、国土開発が各地で行われて都市近郊の遺跡が次々と破壊された時期でもあった。同時に日本が欧米列強と肩をならべる一等国となったとする日本国民の自意識は、民族意識・郷土意識の高揚をももたらした。このような時代背景の中で明治44年(1911)に貴族院に「史蹟及天然紀念物保存に関する建議案」が提出され、即時可決された。これは三上参次・三好學と云った学者や徳川頼倫などの文化人の力を結集した提案であり、その理由書には「輓近国勢ノ発展ニ伴ヒ土地ノ開拓道路ノ新設鉄道ノ開通市区ノ改正工場ノ設置水力ノ利用其ノ他百般ノ人為的原因ニヨリテ直接或ハ間接ニ破壊湮滅ヲ

招クモノ日ニ其数ヲ加フルニ至レリ」とあって、土地開発の規模や速度に差違はあっても現代の状況に通ずるものがある。同年には民間の有志による学術団体の史蹟名勝天然紀念物保存会が発足し、その機関紙「史蹟名勝天然紀念物」も刊行されて、全国の郷土史研究者や自然保護研究者の現状報告や研究発表の場がつけられた。

このような学界・民間を糾合した保護とその理念検討活動の結果、大正8年(1919)に「史蹟名勝天然紀念物保存法」が公布され、内務省が主管官庁となった。翌年(1920)には保存法施行のための具体的な保存要目が作成され、大正10年(1921)3月3日に太宰府跡や山田寺跡等が最初の史蹟に指定された。史蹟の保存要目は11項目に分けられているが、遺跡に関する要目は、つぎのとおりである。

- 一、都城跡、宮跡、行宮跡其の他皇室に関係深き史蹟。
- 二、社寺の跡及祭祀信仰に関する史蹟にして重要なもの。
- 三、古墳及著名なる人物の墓並碑。
- 四、古城跡、城砦、防塁、古戦場、国郡庁跡其の他政治軍事に関係深き史蹟
- 七、古関跡、一里塚、窯跡、市場跡其の他産業交通土木に関する重要な史蹟。
- 九、貝塚、遺物包含地、神籠石其の他人類学及考古学上重要な遺跡。

第一に皇室関係の史跡を揚げており、皇室関係史跡を特別視する点で、国粹主義的傾向が見られるとともに、史跡の保護と顕彰をねらった遺跡の選択であったことをうかがわせる。しかし、一方では、貝塚・遺物包含地等の考古学上の遺跡が国指定史跡として保存される道が開かれたことは特筆に価する。

大正11年(1922)10月12日には平城宮跡や宮城県が多賀城跡などが指定されている。平城宮跡では民間人からの寄付と国費買収とによって国有化した朝堂院跡に対して土壇保護のための石垣と芝張り、周囲の排水路・道路の新設工事が行われて、一種の史跡公園化がなされた。この工事の際に凝灰岩切石製の礎石や溝が発見されて、地下に遺構が残存していることが明らかになった⁹⁾。また、多賀城跡では礎石や土塁の位置を記した精密な地形測量図が作成されるとともに、内務省

で指定調査を担当した柴田常恵の指定によって史跡指定範囲が遺跡のほぼ全域をカバーするように拡大されたことを窺わせる宮城県庁の公文書が保存されている¹⁰。一般に大正時代の史跡指定と保存対策は積極的かつ意欲的であったことが推測される。

しかしながら、昭和時代に入り主管官庁が文部省に移ると、史跡の保存方針が積極的な整備から、一木一草と云えども現状変更を禁じ現状に手を加えないと云う消極的な制限へと変化してゆくとともに、指定される範囲も千葉県栄町にある史跡竜角寺境内の塔跡のように一部の遺構のみを対象とするように変わって行った。その背後には戦争へ向って歩み続けた時代相や内務省にくらべて力の弱い（すなわち予算の少ない）文部省の立場などであろうが、当時に重要な遺跡を開発行為から保護するという立法当初の理念が忘れられ、顕彰指定をもって良しとする思想が行政担当者にひろがったためではないかと考えられる。

昭和25年（1950）、法隆寺金堂の火災をきっかけとして文化財保護法が制定され、従来の史蹟名勝天然紀念物保存法は統合・整理されるとともに、遺跡（埋蔵文化財）の発掘調査の届出制などが規定されて、遺跡の保存に一定の役割りを果たした。しかし、指定史跡については保存施設や防災施設と称する標識や説明札、境界標の設置は行われても、それ以上に整備されることはなく、多くは現状変更を禁止されたまま荒蕪地や畑地・山林となっていた。

朝鮮戦争に伴う特需景気をきっかけとした復興の槌音は昭和30年代に入ると一段と高く響くようになり、産業基盤の整備強化が積極的に行われるようになった。大都市間をつなぐ初の高速道路・鉄道網である名神高速道路や東海道新幹線の建設もその一環であった。当時の大規模開発は計画段階において遺跡などの文化財への配慮は全く考慮されず、ために多数の遺跡が用地内に取り込まれることとなった。昭和32年（1957）に関西在住の考古学研究者達が名神高速道路敷内の遺跡はたとえ土盛りであっても発掘調査し、学術的資料を保存するよう要望し、その結果、原因者負担による事前調査が実施されるようになった。原因者負担の方式が、その後の開発に伴う緊急調査で一般化したことは周知のところであり、その功罪

はさまざまあるが、当時としては開発にかかる遺跡は少くとも調査しなくてはならないという原則が確立したことに意義を見出していたのであった。やがて、その原則は国の文化財保護委員会と日本道路公団・日本住宅公団等との埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書の締結へと発展していった。

一方、土地開発の波は史跡の周辺にもおし寄せてきた。象徴的な事件は昭和38年（1963）に平城宮跡西部の未指定地域で起った電鉄車庫建設計画である。その計画が新聞で報道されると、平城宮跡の保存を求める声が全国からわき上がり、遂に政府を動かして、平城宮跡全域を公有化して保存することで決着をみた。この事件をきっかけとして、開発計画があるか、あるいはその恐れのある重要な遺跡を公有化して保護することが広まった。加曾利貝塚の保存運動が貝塚全域の公有化を求めたのは、まさに平城宮跡の全面公有化と同じ時期である。

遺跡のある土地が公有化されると、新たにその保存管理が問題となってきた。公有化された遺跡の周囲には住宅や工場が密集し始めていたり、あるいは良好な農地であったりして、現状変更を禁じて雑草の生い茂るにまかせることは、もはやできない状況になっていた。また、公有化した公共団体としても、土地の活用を図り、市民の利用に供する必要があった。その結果、環境整備という名目による史跡公園化事業が、昭和40年（1965）から開始され、公有化された国史跡を中心に順次史跡公園化されてきている。

3. 外国における遺跡保存と活用

すでに述べたように、わが国における遺跡の保護は、約65年前の大正時代に始まったが、当初の積極的な遺跡整備への意欲はいつの間にか薄れ、現状変更を制限して史跡指定当時のまま出来る限り手をつけずに保存するという管理方針によって運営されてきた。そして社会情勢の変化から現状保存が困難となった約20年前頃から地方公共団体（管理団体）による土地公有化と史跡公園化とが、保護施策の主流となってきている。

それでは外国では、どのように遺跡保護が行われているであろうか。一口に外

国と云っても、国によって制度の運用はさまざまであり、世界各国の遺跡保護の状況を把握し紹介することは、紙数からも困難であるから、ここでは二、三の著名な遺跡の例を概観することにしたい。

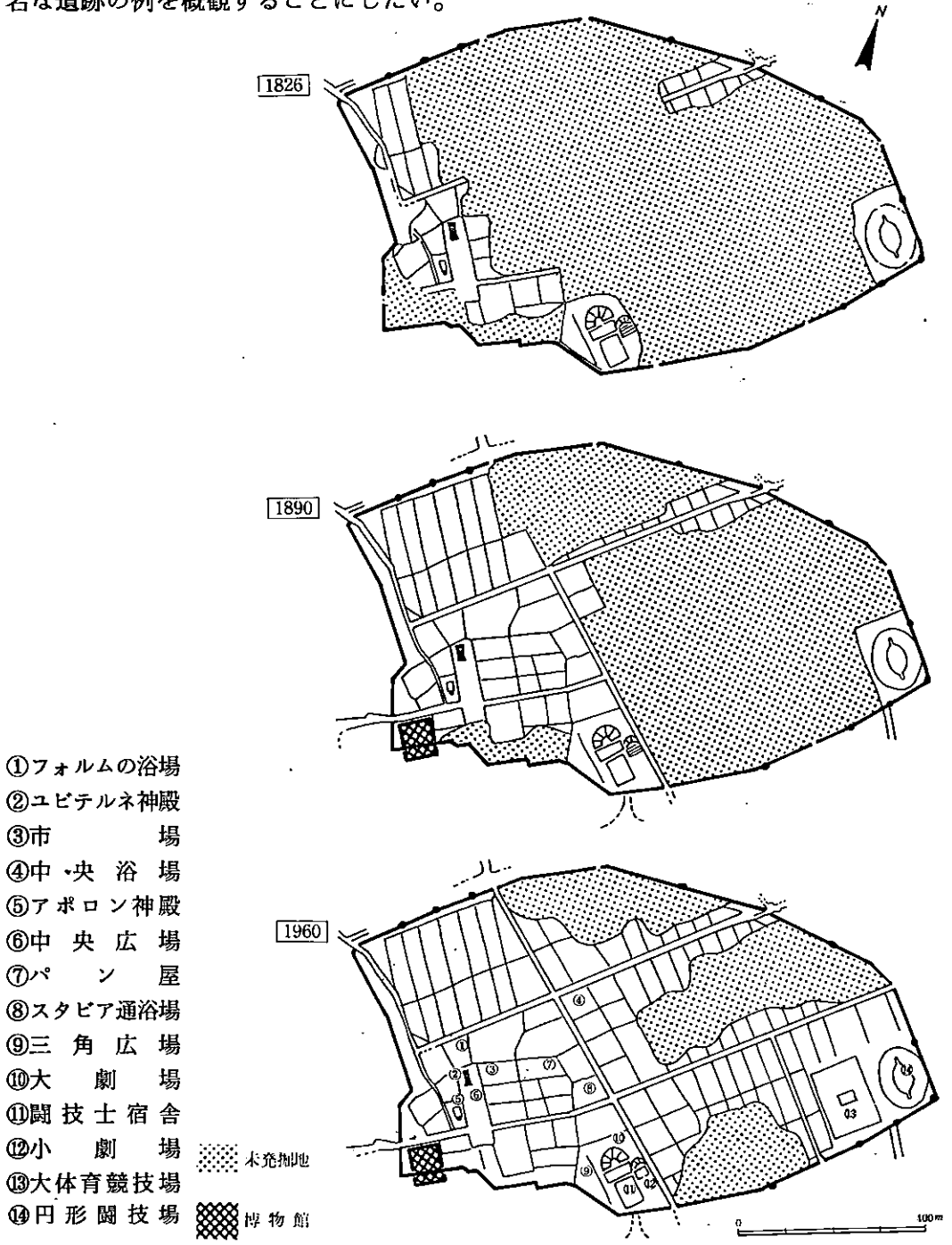


図2 ポンペイ発掘経過図

イタリアのポンペイ遺跡といえば、西暦79年のヴェスヴィオ火山の噴火に伴う噴出物によって埋没したローマ時代の商業都市の遺跡であることは、良く知られている。東西1.2km、南北0.7kmの城壁でかこまれた都市の中には碁盤目状に道路が通じ、神殿・浴場・市場・大劇場・円形闘技場や住宅群が整然と立ち並んでいたことが、発掘調査によって明らかになっている。ポンペイの発掘は18世紀に始まったが、18世紀は「宝探し」的に地下道を掘って目ぼしい遺物をあさる発掘であった。19世紀に入ると組織的発掘調査が本格化した。以来、イタリア政府の監督のもとに150年以上にわたって継続的に行われて、発掘された遺構は修復されて、そっくり観覧に供されている。遺跡博物館は西南部の城壁の内側に地下室としてつくられており、出土品の全貌を収蔵展示しているわけではないが、ポンペイの歴史が理解できるように配慮されている。

ギリシャへ行けば誰もが一度は訪れるアテネのアクロポリスは、ギリシャ時代の城塞都市の遺跡であり、パルテノン神殿やエレヒティオンなどが丘頂にそびえているが、丘の東北の隅に半地下式に構築された小さな博物館があって、アクロ



図3 半坡遺跡博物館

ポリスの出土品だけを時代別に展示している。このように発掘調査した遺構群を復元整理して展示するとともに、その遺跡の出土品を展示する小博物館を併設することはヨーロッパの各地に見られるという¹⁰⁰。

中国では解放後、開発に伴って発見された遺跡の調査と保護に努めていることは、その出土文物の多くが日本でも公開されているので周知されているが、特に重要な遺跡については、遺跡の出土状況を保存して展示することが行われている。陝西省の省都西安の東郊にある半坡遺跡は新石器時代彩陶文化の集落遺跡であるが、遺跡の中心部分を木造ながら巨大な屋根で覆い、住居跡や溝跡などの遺構を出土した土器や甕棺を遺構と一体的に展示しており、さらに別棟の遺物展示室もあって、新石器時代の人々の生活文化がわかるように出土遺物が展示されている。

半坡遺跡では発掘調査終了後に覆屋を建設したようであるが、同じく中国陝西省の驪山北麓にある秦始皇帝陵に伴う兵馬俑博物館は、発掘調査する前に巨大な鉄骨のカマボコ型の屋根をかけて遺跡を展示室化した博物館である。博物館を外から見ると、体育館かと思間違えるような造りであるが、内部へ入ると、数列の細長い土坑内に整然と配列された等身大の兵馬俑の大部隊群像に圧倒される。展示室の約半分はすでに発掘調査され、出土した俑も破損箇所を接合し復元されているが、他の半分はなお発掘調査中であって、出土した俑の破片が掘り出された原位置のまま置かれていたり、小型ブルドーザーが排土作業をしていたりする。まさに、遺跡の調査状況と整備過程とが一目で判る博物館の展示となっている。さらに兵馬俑博物館では、出土遺物を展示する遺物展示室も建設されており、各種の俑や青銅製の武器や馬車などが陳列されている。この博物館は秦兵馬俑の専門博物館であるとともに、兵馬俑坑遺跡そのものでもあるわけで、遺跡活用の生きた見本となっている。

中国では保存した遺跡を遺跡博物館化することが普及しているようであり、北京北郊の明皇帝の陵墓である十三陵でも墓室内を遺跡博物館化して公開している。

アメリカ大陸でも、メキシコ古典古代の都市遺跡であるティオティワカン遺跡などのように発掘調査後に順次整備復元して一般公開するとともに、出土遺物を



图4 兵馬俑博物館全景



图5 兵馬俑博物館遺構展示



图6 兵馬俑博物館遺物展示室

展示する小展示館を併設しているところが数多く見られる。

4. 遺跡博物館の必要性

やや恣意的に外国における遺跡保護と活用の例をあげすぎたきらいはあるが、日本でこれまで云われてきたように、「遺跡の保存＝開発とは具体的にいえば史跡公園として整備することにほかならない¹⁰⁾」とするには、なお問題があることは理解できよう。

実は、日本でも加曾利貝塚博物館建設以前にも、遺跡博物館的な試みは行われていた。その一つは静岡県浜松市にある縄文時代後期の貝塚の史跡蜷塚遺跡の整備である。この遺跡は昭和30～33年（1955～58）に後藤守一の企画と指導の下に発掘調査されて、方形プランを主体とした28軒の住居跡群や屈葬人骨を埋葬した墓地跡等が発見された。これだけであれば、他の縄文時代遺跡の調査事例とあまり変らないが、蜷塚遺跡では発掘調査に先立って地元で保存会が結成されて、発



図7 蜷塚貝塚と浜松市博物館

掘調査が遺跡の保存整備の一環として行われたことは特筆すべきである。調査に並行して遺跡の土地公有化が図られ、さらに4軒の復元家屋の建設や貝塚断面をアクリル系樹脂によって固定保存する工事が実施された。このような調査と整備が終了した昭和34年（1959）5月13日に国史跡に指定され、ついで出土遺物の収蔵庫と陳列室をもった浜松市立郷土博物館の分館が建設された⁹⁴。整備の手法や技術を今日から観れば、問題になる点もないではないが、遺跡の調査を遺跡博物館的な整備とむすびつけて実行した努力は大いに買うことができる。同様に遺構を保存整備し、かたわらに展示室を兼ねた遺物収蔵庫を建設した例としては、秋田県鹿角市の特別史跡大湯環状列石などもあり、積極的な主張はなされなくとも、わが国では史跡公園化への動きよりも早く、遺跡を遺跡博物館化する萌芽が生じていたのである。しかし、残念ながら多くの事例では、整備工事の完成をもって活動が停止してしまい、遺跡博物館の一つの重要な機能である遺跡の調査研究活動は行われなかった。

筆者は、昭和44年（1969）から6年間、宮城県多賀城跡にある特別史跡多賀城跡の発掘調査と調査終了地域の史跡公園化への整備事業に従事したことがある。多賀城は、古代律令国家の東北地方（陸奥・出羽）統治の拠点であり、陸奥国府や鎮守府のおかれていたところである。城跡の外郭線上には今でも築地跡が土手状をなして断続的に残存しており、城跡内には礎石や敷石の一部が草に埋れて見え隠れし、畑地の表面には古瓦片や土器片が散布している。このため、城跡南辺にある多賀城碑（壺碑）の見学を兼ねた人々が多数訪れる遺跡であった。そこで、遺跡を訪れる人々を1人でも多く遺跡愛好者にしようと、調査の合間に時間の許す限り来訪者への説明を行うことに努めていた。調査が終了し、順次史跡公園化工事が完成してゆく数年間の間に、見学者の反応が変化してゆくことに、そのうちに気付いた。史跡公園化事業を実施し、地下に埋没していた建物跡の規模や柱位置を表示し、崩れた築地跡や土壇をソイル・セメントやカラー・アスファルトで固めて説明板を立てれば、来訪者は遺跡の規模や構造を理解しやすくなる筈であるから、遺跡に対する関心が一層高まるものと当初には考えていた。ところが、



図8 多賀城政庁跡整備全景



図9 多賀城政庁跡



図10 多賀城外郭東門跡

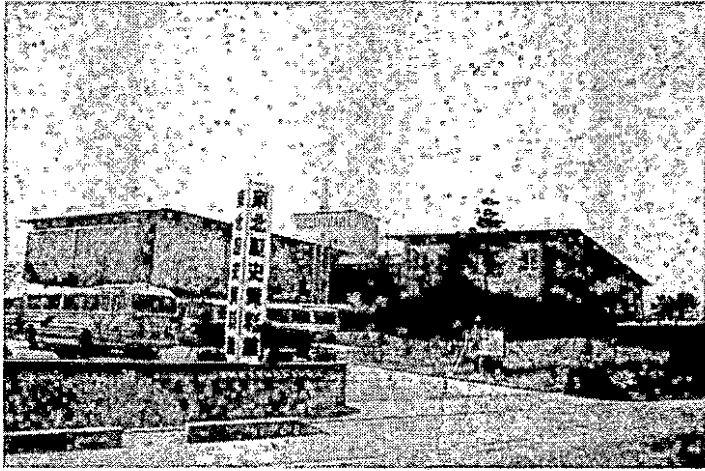


図11 東北歴史資料館全景



図12 東北歴史資料館展示室

多賀城跡の整備と東北歴史博物館

多賀城跡（宮城県多賀城市大字市川・浮島）は、仙台市と塩釜市
の中間の低い丘陵上にあり、約900m四方の不整形を呈する外郭
線上には土手状の高まりを示す築地跡が断続的に残存し、中央部
には約120m四方の政庁跡、その他官衙跡地区や倉庫跡・竪穴住居跡
群等がある。昭和44年の宮城県多賀城跡調査研究所設立以来、史跡
指定地内の発掘調査と遺跡整備の事業が実施されている。昭和49年
に城跡東南の史跡指定地外に東北歴史資料館が建設され、多賀城や
東北地方の歴史文化の研究と展示や多賀城跡見学ツアーがおこなわ
れている。

予想に反して、史跡公園化完成後の遺跡に立った来訪者は、整備前に雑草の生い茂る遺跡に立って草むらの間から礎石や敷石の断片を垣間見た時よりも、整備後の方が感激が少ないという感想を多数の人々から聞かされた。遺跡はたしかに公園として美化されはしたが、そこにあるものは、曾て存在した多賀城自体の復元ではなく、多賀城が崩壊して生じた遺跡そのものでもない、新しい作り物だと来訪者の多くが率直に感じた結果であった。

遺跡を訪れる人々の多くは、かつて松尾芭蕉が奥の細道行脚の途中に平泉に立ち寄って古えをしので、「夏草や兵どもが夢の跡」と一句読んだのと同じように、遺跡に接して意味するものを理解するとともに、内面的な歴史の追体験をもとめていると思われる。それに対して、近代的な造園手法によって造成された史跡公園では、遺跡保護の名を借りた新しい開発の作品を見せられることになり、建物跡の規模などを知的に理解はしても、強い知的インパクトを受けるに至らないわけである。

換言すれば、公園という本来精神的安息を求める場と、遺跡という知的関心をもって訪れ、知的刺激をうける場とは、互いに調和できぬものであろう。私は、多賀城跡を公園化することによって、遺跡のもつ属性を損なったのではないかと考えるようになった。そこで、多賀城跡の整備手法をできるかぎり自然石や樹草などの自然物を多用する方法に切り換えるとともに、遺跡の隣接地に多賀城跡の出土品や多賀城をめぐる歴史的環境を展示するとともに、出土品を収蔵し研究するための東北歴史資料館の建設に努力した。幸い、同資料館は昭和49年（1974）に開館し、多賀城を研究フィールドとしているとともに、展示場とも見なして解説付きの遺跡めぐりツアーが行われている。

多賀城跡や加曾利貝塚のように、遺跡の学術的価値によって近代的な土地利用開発から保護された遺跡は、その価値を十二分に引き出して活用してこそ、存在意義がある筈である。学術資料である土地や物の公衆への活用は、博物館が行ってきたところであるから、今後、各地の遺跡の保護は、遺跡自体を保存し研究し、その資料や成果を展示する遺跡博物館化へ、ぜひ向ってほしいものである。

註

- (1)八幡一郎「千葉県加曾利貝塚の発掘」人類学雑誌39—4・5・6, 1924年
- (2)山内清男「縄文土器型式の細別と大別」先史考古学1—1, 1937年
- (3)大山史前学研究所「千葉県千葉郡都村加曾利貝塚調査報告」史前学雑誌9—1; 1937年
- (4)後藤和民「加曾利貝塚の調査経過」『加曾利南貝塚』中央公論美術出版, 1976年
- (5)文化庁編『史跡名勝天然記念物指定目録』第一法規出版KK, 1980年
- (6)山越茂「上侍塚古墳」「下侍塚古墳」『栃木県史・資料編<考古1>』, 1976年
- (7)田中琢「E・S・モースと文化財の保護」考古学研究24—3・4, 1977年
- (8)斎藤忠「遺跡保存の歴史」考古学研究24—3・4, 1977年
- (9)上田三平『平城宮址調査報告』（史跡精査報告第二）内務省, 1926年
- (10)文化庁文化財保護記念物課保管の史跡指定台帳付属資料による。
- (11)坪井清足「ヨーロッパの遺跡博物館」月刊文化財昭和43年8月号, 1968年
- (12)足立富士夫「地域文化財の保存と開発」考古学研究54, 1967年
- (13)浜松市教育委員会編「蜷塚遺跡 総括篇」, 1962年